

1、憲法をくらしと区政のすみずみに生かすことを区政の基本姿勢に

(1) 住民が主人公…住民自治をつらぬき区民に開かれた区政を(総務企画課)

- ①基本構想の策定では、国民主権、基本的人権、平和主義、地方自治など憲法の基本原理が生かされたものにすること。また、最後まで区民の声を十分生かして策定すること。
- ①庁議公開は、事後だけでなく、予算編成はじめ区政の政策形成過程を部・課の概算要求段階から公開し、住民自治に基づく区民参加を促進すること。
- ③荒川区の各種審議会、付属機関の委員などは、区民の公募枠を広げること。
- ⑤自治体業務のデジタル化は透明性と公開性を確保し、民主的運用を貫くこと。
- ⑥「アナログもデジタルも」行政手続の多様化で住民サービスの向上を図ること。窓口業務の専門性も強め、区民の相談に親切丁寧に対応できるように強化すること。
- ⑦「自己情報コントロール権」を保障するために、個人情報保護法の改正を求めること。
- ⑧子どもの権利条例の精神を生かして区の政策を進めること。

(2) 平和の原則を区政に生かす

- ①速やかに核兵器禁止条約に調印するように政府に求めること。
- ②「荒川区平和都市宣言」は、核兵器廃絶・原発ゼロと憲法擁護の立場を明記した内容に改め、平和事業を積極的に推進すること。

(3) 基本的人権・ジェンダー平等の推進、差別と分断・ヘイトスピーチを許さないために

- ①女性管理職の拡大をはじめ区の政策決定過程への女性の参加を促進すること。
- ②区の各種機関、審議会など女性の比率を高めるための具体的方策をたてること。
- ③性的マイノリティーの人権擁護に向けた宣言を行うこと。
- ④同性パートナーシップ制度の周知とファミリーシップ導入も行うこと。
- ⑤選択的夫婦別姓を認める民法改正を速やかに行うよう国に求めること。
- ⑥障害者差別解消法にもとづく配慮義務を明確にし、区民と区内事業者全体に実効ある取り組みを進めること。
- ⑦差別・排外主義を許さない姿勢を明確にし、外国籍の方への支援を強化することを通じて、多文化、共生の荒川区を内外にアピールすること。

(4) 区民のくらしと命を守るため、効率的で民主的な行財政運営を(財政課)

- ①住民税、国保料などの滞納を区民生活の困難・「SOS」ととらえ、最低生活費も含めた預金の差押えなど機械的な滞納処分を止め、生活再建や自立への糸口にすること。
- ④基金の過度な貯めこみを是正し、くらし応援に振り向けること。
- ⑤小中学校の大規模改修や建て替えの財源については、都区制度改革で積み残しとなり、東京都に対して他区とも連携して財源確保に向け断固たる決意で交渉を行うこと。
- ⑥東京都に対し区立児童相談所設置に関する財源措置について、都区財政調整交付金の配

分割合の変更、都独自補助も含めて強く求めること。

(５) 区民に開かれた区政にするための広報について【区政広報部】

- ①全区民に必要な情報が届くよう区報、ホームページ、SNS、障害者向け広報媒体などさらに充実すること。
- ②パリックコメントの実施は住民自治の立場に立ち、より多くの意見が寄せられるように様々な方法で区民に周知すること。
- ③手話言語条例の精神を活かし、動画配信に際しては、テロップの表示または手話動画表示を徹底すること。
- ④「区長への手紙」については、その内容を区報等で公表し、区民の声に

(５) 参政権を保障するために(選挙管理委員会)

- ①投票所の候補者名一覧の文字を大きくするなどバリアフリー化の徹底を図ること。
- ②郵便投票制度の拡充や巡回投票制度の実施などを国に求めること。
- ③移動投票所及び投票移動支援を検討すること。
- ④投票所(期日前含む)の場所をさつき会館や可能な大型商業施設など使って拡大すること。
- ⑤視覚障害者が自分で投票用紙に候補者名を書けるように、記入欄が確認できる補助具を準備すること。
- ⑥選挙、投票に関わる点字広報、音声版広報など拡充すること。
- ⑦障害者の参政権保障のために当事者の意見に耳を傾けて具体的に進めること。

2、住民サービスの向上、公共施設の適正な保全のために

(１) 指定管理及び民間委託業務の改善について

- ①指定管理制度各施設の運営、学童クラブや学校給食などの業務委託について区民サービス及び労働条件について具体的な検証を行い、必要な改善を行うこと。
- ②保育園や高齢者、障害者施設の株式会社運営について人件費比率など総合的検証を行うこと。区の責任で80%となるよう指導すること。50%以下の事業者については世田谷区にならない、区の補助対象外にすること。
- ③公設・民設を問わず介護、保育、障害者施設における国基準では不十分な賃金水準引上げの支援策を行うこと。
- ④指定管理者、委託、アルバイトなどの時給単価を生活できる水準までの引き上げを検討すること。
- ⑤学童クラブは業務委託には馴染まず、直営又は指定管理にすることを至急検討すること。
- ⑥清掃現業の直営部分は残すこと。

(２) 住民サービス提供のための職員労働条件改善について(職員課)

- ①年度途中退職職員の補充や産休代替など、正規職員を基本に、速やかに行なうこと。おと
- ②区が継続して雇用する職種は、正規雇用で対応すること。
- ③家庭の事情等でフルタイム勤務が難しい人は短時間勤務の正職員として働ける制度をつくること。
- ④荒川区の障害者雇用を促進し、毎年法定雇用率を引き上げること。
- ⑤ハラスメント防止に向けた相談や対策について、区職員はもとより、区民サービスに直接かかわる外郭団体、指定管理者などにも広げること。
- ⑥男性職員の育休取得引き上げのために職員定数に余裕を確保すること。

（３）住民本位の公共工事、公共事業のために(経理課)

- ①今後の公共施設の大規模改修や建替えに際して、単純に減価償却率を利用料に反映させる安易な値上げはやめ、施設目的や区民実態に合わせて抑制すること。
- ②区の公共工事における労賃は公共工事設計労務単価(二省協定)を遵守し、大都市加算を勘案すること。合わせて、適正な福利厚生や現場管理費用などの加算を行うことを見積書などで確認すること。
- ③公契約条例の制定に当たっては、労使をはじめとする関係者、専門家などから十分に意見を聞き取り実効性のある制度設計とすること。
- ④労働報酬下限額や賃金台帳の提出などの賃金条項、適用範囲を区の公共工事、指定管理、委託など区民サービス全般に関わる公務労働とし、区内労働者の賃金底上げにつながる制度設計とすること。
- ⑤公共工事設計労務単価に沿って、下請け業者・労働者への支払い、福利厚生の履行状況を点検し対策を講じること。
- ⑥区の発注する工事で、労働者に建設業退職金共済の証紙添付が行われていない元請には厳重な指導を行なうこと。
- ⑦介護施設をはじめ区民サービスをになう民間施設についても計画的な大規模改修や建替え計画を作成し、サービスの中断が生じないよう支援すること。

（４）庁舎建替え計画など公共施設更新は、区民合意で

- ①「荒川区公共施設等総合管理計画」の実施に当たっては、財源の平準化などに留意するとともに、区民サービスに影響しないよう計画化すること。
- ②庁舎建替え計画の時期・規模・財源のあり方について、現時点の検討状況を広く公開し区民の意見を聞くこと。
- ③新庁舎の整備基本構想・基本計画策定に当たっては、住民合意を基本にすること。
- ④新庁舎は、バリアフリー、区民サービスや執務の効率性、長寿命化が可能な設計（シンプル）など考慮すること。
- ⑤新庁舎整備の実施期間・財源構成は、学校建替え計画とも重なることを十分考慮し、住民福祉の向上に支障が生じないことを大前提にすること。

- ⑥庁舎整備、学校建替え、その他の公共施設の更新などが重なり、建設費の高騰が予測されるもとで、子どもたちの教育環境整備を最優先にした計画の推進に配慮すること。
- ⑦新庁舎はじめとする公共施設更新の財源では、適切な起債の活用を考慮すること。
- ⑧庁舎整備、学校建替え、その他の公共施設の更新に当たっては、スクラップアンドビルドから脱却し、リノベーションの手法なども取り入れること。
- ⑨財源確保について、学校建替えに限らず東京都に対し、都区財政調整交付金の配分割合の変更、都の補助金など求めること。
- ⑩建替え等によって生じた「空地」は、単純に売却などせず、将来を見越して公有地として区が所持すること。
- ⑪荒川区公共施設等総合管理計画については、現下の経済・建設産業の厳しい状況を踏まえ、更新計画、費用など全面的な見直しを行うこと。

2、中小商工業者の営業とくらしを守り、地域経済の活性化のために

(1) 商工業振興に向けた本格的な支援策を

- ①消費税インボイス制度の廃止を国に求めること。
- ②インボイス制度による区内小規模事業者、フリーランスなどへの影響について調査を実施し、必要な支援策を検討すること。
- ③インボイスの2029年9月までの「少額特例制度」について周知徹底するために必要なポスター作成し業者に配布すること。
- ③非課税取引である住宅用不動産の家賃収入についてインボイス登録は必要ないことを徹底すること。
- ④家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求めること。
- ⑤産業振興基本条例の精神を生かして区内事業者支援の体制充実を随時図ること。
- ⑥全事業所調査については、今後も定期的実施すること。
- ⑦直近の経済センサス、製造業、商業などの区独自調査内容の分析に基づく中長期的視点での本格的な「産業振興基本計画」を策定すること
- ⑧区内中小企業の賃上げ支援のため、給付金をはじめとする制度を検討し速やかに実施すること。
- ⑨区のあっせん融資の制度の周知について各金融機関との連携をいっそう強化するなどして、区内事業者に周知徹底すること。
- ⑩滞納があっても納入計画を明らかにした事業者には制度融資の対象とすること。
- ⑪国などの補助制度利用に際して、申請書類の作成から申請まで支援するための体制を抜本的に強化すること。
- ⑫創業支援の抜本的強化にむけ設備投資補助やオフィス・工房・店舗の家賃助成制度の拡充を行うこと
- ⑬「ふらっとにつぼり」の創業支援施設・イデタチ東京、工房、コワーキングスペース・ツムギバなど「場」の提供を他の産業分野にも拡大すること

- ⑭マックプロジェクトのコーディネーター体制を量質とも抜本的に強化し、産学公連携した新技術・新製品開発などさらに促進すること。その際、コーディネーターが、事業者の要請に十分応え、相談など乗れるよう、常勤化など待遇の改善をおこなうこと。
- ⑮製造業・商業などへの設備投資補助は、手続きのいっそうの簡素化とともに区内業者を活用した場合の補助額・補助率を引き上げること。
- ⑯仕事づくりと区内経済活性化のために住宅耐震化や断熱改修などとの組み合わせも可能な住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑰区内事業者を使った、店舗（小売り、料飲業など）リニューアル（店舗改装、設備更新など）に独自補助制度を創設すること。
- ⑱区内の産業集積を生かす一環として、企業、個人を問わず今後に引き継ぐべき技術、技能を掘り起こし、後継者を全国に求め、養成中の費用を助成すること。
- ⑲伝統工芸技術継承者の育成支援事業について、実態に合った支援内容の拡充を行うこと。
- ⑳空き店舗などを使った伝統技術、マイスターなどの常設展示、実演販売の場を設置すること。
- ㉑プレミアムお買物券の発行総額を増やすこと。
- ㉒地域経済振興と合わせて東京都買い物弱者支援事業を区の主導で全域に広げること。
- ㉓各商店街の新規店舗の参入促進、賑わいの再生などに向け「店舗整備、店舗賃貸に関する補助金」制度の対象を思い切って拡大すること。
- ㉔商店街の空き店舗を利用した障害者のお店に対して、家賃など助成すること。
- ㉕公衆浴場の確保を喫緊の課題として「公衆浴場の確保に関する特別措置法」の立場から、全庁的に取り組みを進めること。

（２）消費者保護など相談体制の充実のために

- ①新しい手法の特殊詐欺被害について注意を呼びかけること。
- ②18 歳・19 歳、若者に気を付けてほしい消費者トラブルについて周知するため SNS も含め広報を強化すること。
- ③統一協会などによる霊感商法や高額献金トラブルの相談窓口を設置し周知すること。
- ④専門的知識が求められる相談員の常勤化を行い、質の高い相談・救済を受けられる体制をつくること。
- ⑤必要な知識を修得する機会を保障するため、消費者教育等の研修を強化すること。

（３）雇用の創出と就労の支援のために

- ①就労支援課の体制をさらに強化するとともに、区内の特性や実情をふまえた公的就労事業、仕事起しの計画を策定し実施すること。
- ②企業の経営と従業員の社会保障を守るため、経営困難な事業所の社会保険料を猶予・軽減する制度をつくることを国に求めること。
- ③区内中小企業の福利厚生充実のために区独自の支援策の検討を行うとともに「東京広域

勤労者福祉サービスセンター」への必要な助成金を増やし充実すること。

④ポケット労働法を成人式や区の窓口などで配布するとともに、青少年向けに労働基本権などについて広報、講座などの啓発活動を行うこと。

⑤東京都の家内労働者などのための傷病・疾病共済制度の周知を区として行なうこと。また、労災特別加入に対する区の補助制度をつくること。

⑥若者就労サポートについて周知徹底し、関係者の意見も聞いてさらに充実拡大すること。

⑦若者就労支援として相談窓口、職業訓練、学び直しなど支援策を充実すること。

⑧建設業をはじめ、人材育成や資格取得・講習などへの助成など区独自の支援制度を創設すること。

⑨ブラック企業などの相談窓口を設置するとともに、悪質な企業に対する是正を求める働きかけなど実施すること。

⑩中小企業退職金共済の助成制度について周知を行うこと。

⑪最低賃金は全国一律の制度とし、時給1500円とするよう国、都へ求めること。

⑫合宿型就労訓練「ワークゼミあらかわ」の開催回数を増やすこと。

⑬障害者の雇用促進について関係企業に積極的に働きかけること。

（４）地域に根ざした観光行政のために（観光振興課）

①観光振興については、区の歴史や暮らしの中で形成された町並みなど今あるものを生かすことを重視して進めること。

②近代工業発祥の地である荒川区をアピールする観光資源を発掘し保全することで、魅力を高め発信すること。

③観光案内所については、ＪＲ、京成電鉄など鉄道事業者に応分の負担を求めること。

④観光振興課にも学芸員を配置し、地域の歴史や文化を区内外に発信し普及すること。

３、公共施設、税務行政の充実について

（１）公共施設の充実・整備について（区民施設課）

①必要な自転車駐輪場の整備をすすめること。

②個室トイレに生理用品の設置、男性トイレにサンタリーボックスを設置すること。

③簡易な携帯用磁気ループの常備・貸出をおこなうこと。

④Wi-Fiと電源の整備促進を行うこと。

⑤障害者施設の商品の販売場所の常設を

⑥ふれあい館の親子ふれあい広場に保育士の配置すること。

⑦利用者の声も聞き、アクロスあらかわをはじめ施設のバリアフリー化をさらにすすめること。

⑧アクト21やふらっとにつぼりなど、公共施設の貸室利用料はふれあい館と同程度にすること。

⑨区民向け保養所の確保、継続をすること。

（２）区民に寄り添った税務行政に（税務課）

- ①失業など収入激変時に、住民税の徴収猶予や免除制度を適用すること。
- ②住民税の分割納付で完納した区民には延滞金を課さないこと。
- ③住民税の徴収事務で事業所にマイナンバーを知らせるやり方は中止すること。
- ④納税者の差押禁止財産や納税の猶予などの救済規定を厳守すること。
- ⑤障害者控除など各種税控除、換価の猶予、徴収猶予などの制度を周知し、申請書は窓口で常設し、区民の利用

４、老後を安心して過ごすために

（１）施設サービスの拡充を（福祉推進課）

- ①区内に特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護付き高齢者住宅、認知症グループホームなどの誘致、増設をすすめること。
- ②区立特別養護老人ホームへの補助増額、事業者への人件費補助など人材確保策を行うこと。
- ③施設入所者の重度化に対応する職員の増員、夜勤体制の拡充のために支援を検討すること。
- ④「ゴミ屋敷」解決チームを創設し、本人と近隣住民に寄り添った対応策の構築すること。

（２）ひきこもり支援について（福祉推進課）

- ①ひきこもり支援のための実態調査の実施を
- ②家族会などと連携したネットワークを確立し、関係団体へ財政的支援の実施を
- ③専門性を持った相談員を配置し、訪問相談、アウトリーチ・オーダーメイド型支援・伴走型支援の仕組みを構築すること
- ④就労がゴールではなく社会的役割の機会創出事業を行うこと

（３）介護保険の給付の充実、利用者負担の軽減を（介護保険課）

- ①23区一高い介護保険料について8期の保険料まで引下げるための減額措置の実施
- ②介護保険料の減額制度について
貯金要件は、「利用者負担額の軽減」と同様に350万円まで引き上げること。
自営業者は収入ではなく所得で見ること。
- ③要介護認定調査にあたっては、利用者の日常生活を熟知した関係者が立ち会うようにすること。
- ④40歳～64歳までの介護保険適用について医療機関など関係機関に周知すること
- ⑤老老介護、介護離職など社会問題になっている内容について区内の実態調査の実施支援策を具体化すること。

（４）介護保険を補う福祉サービスの充実を（高齢者福祉課）

- ②「介護予防日常生活支援総合事業」はボランティア任せにせず、従前の要支援サービスを維持し、多彩な生活支援として充実すること。
- ③「紙おむつ購入費等助成事業」の所得制限の撤廃、助成額の大幅引き上げ、要介護度にかかわらず必要な方すべてに対象拡大などの拡充とともに、申請後ただちに支給すること。
- ④自立支援用具の給付対象にリハビリシューズ、空気清浄機（ポータブルトイレ利用者）など拡大すること。
- ⑤介護予防訪問介護サービスの時間延長、同居家族がいることで受けられない生活支援サービス、外出サービス、通院介助、高齢者のみ世帯の生活支援サービスなど、介護保険で足りない部分を区の独自施策で上乘せすること。
- ⑥在宅介護者へのマッサージサービスの回数拡大、手当などの経済的支援の具体化を
- ⑦在宅の要介護４・５の方へ、特別障害者手当の適用について積極的に周知すること

（５）在宅でくらすための身近な支援について（高齢者福祉課）

- ①最低生活費以下で暮らす高齢者に対し、介護保険料相当分の手当の支給を検討すること。
- ②「高齢者住み替え家賃等助成事業」の対象要件の改善すること。
- ②高齢者の住宅確保のため、家賃助成制度、区営住宅増設や借り上げ住宅確保など総合的な対策を講じること。
- ③ 高齢者へ通院のためのタクシー券の支給を検討すること。
- ④「高齢者補聴器購入費助成制度」は価格の実態に合わせて助成額を引き上げること。
- ⑤「ふろわり２００」は、１回１００円・回数を週２回に・近隣区で使えるようにするなど、拡充を図ること。
- ⑤「緊急通報システム」は年齢に関わらずひとり暮らし、日中独居などの必要な人への貸し出しを実施すること。
- ⑥ 高齢者の熱中症対策としてエアコン設置補助制度の復活、電気代補助を実施すること。
- ⑧シルバー人材センターへの補助金を増額し、配分金の引き上げ、交通費の支給を行うこと

（５）認知症基本法にもとづいた対策について（高齢者福祉課）

- ⑥認知症の方の基本的人権を守ること
- ④早期の発見・診断、初期の相談と家族への支援から、終末期のケア・看取りまで、切れ目なく治療と支援を行う医療・保健・福祉の連携体制の構築を進めること
- ②社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保すること
- ①社会や地域とつながって暮らし続けるための「働くデイサービス」の設置を
- ③若年認知症の方の就労継続の支援と体制の整備を
- ⑤認知症カフェ（オレンジカフェ）の運営費の拡充を
- ⑦認知症の方が精神障害者保健福祉手帳を取得できることを周知、取得の促進を

（６）地域包括支援センターについて（高齢者福祉課）

- ①基幹型地域包括支援センターを区の直営とし、各センターにケースワーカーを配置すること
- ②地域包括支援センターの職員の大幅増員と、人件費の補助を
- ③相談担当を独自に配置し、相談体制を強化する

５、障害者の生活と権利を保障するために（障害者福祉課）

（１）

- ②一人一人の生活状況や本人の希望を生かすため障害者福祉課の職員体制強化を
- ⑩大人の発達障害の初診医療にアプローチしやすくなるよう関係者の連携づくりを進めること。
- ⑦ 手話通訳者の報酬引き上げをおこなうこと。
- ⑫見えない聞こえない方々の災害時緊急時の情報提供のあり方について、総合的な検討をすすめること。
- ⑥障害年金の請求漏れが起きないように、広報を強化すること。
- ⑤中途失聴・難聴者のため、医療介護福祉の各分野でのコミュニケーション支援を実施すること。
- ⑮発達障害についての理解を広げる取り組みをすすめるとともに、専門家の派遣も含め相談支援体制を整備すること。

（２）

- 障害福祉サービスの所得制限は撤廃すること。
- ⑤65歳以上の障害者の在宅・通所サービスの自己負担7割補助、食事半額補助のさらなる拡充を
- ②ガイドヘルパー派遣事業は利用者の声を聞き時間や範囲を拡大すること。
- ③視覚障害者の情報通信支援用具購入補助について、当事者の意見をよく聞いて改善を
- ④紙おむつ支給は障害種別や等級にかかわらず必要な方に支給すること。
- ⑦福祉タクシー券は、利用者とタクシー運転手の双方にとって便利なものに改善を
- ⑬日常生活用具支給に音声機能付きの体重計を
- ⑩点字図書給付事業は横浜方式を検討すること
- ⑪聴覚障害者の補聴器用電池の支給を
- ⑥施設利用時の医師の診断書費用は区が負担すること
- ④若年中途障害者のリハビリ、社会参加の事業を充実すること
- ④在宅酸素器の電気代補助の実施を

（３）精神障害者への支援

- ①精神障害者地域活動支援センターは利用者増大にともなって増設すること。また多職種チームによる訪問支援(アウトリーチ)の体制を荒川区独自でつくること
- ⑧長期入院精神障害者の地域復帰について、住居確保や訪問診療、就労支援など地域で支える体制の整備を
- ②精神障害者の外来と入院をつなぎ、自立支援策として、宿泊訓練やショートステイの場の確保を検討すること
- ②精神障害者の職場定着支援策の充実・強化を
- ③精神障害者の福祉手当の支給対象を2・3級まで拡大すること

(4) 障害者施設の整備、事業者支援について

- ③報酬引き下げによる影響を調査し、区として必要な支援を
- ④障害者施設・在宅サービス従事者の労働条件改善のため、財政的支援を行うこと
- ⑦民間作業所の仕事確保への支援の強化
- ⑨利用者の要望に応えた施設入浴の体制拡充を
- 重度障害者の宿泊訓練について、都の助成に加え区も支援すること
- ②重度障害者グループホームの区内増設を引き続き推進すること。建設にあたっては、区有地の活用や用地確保など財政的支援を強化すること。
- ⑧障害者地域生活支援施設の増設計画を

(5) 障害のある子どもへの支援

- ⑭たんぽぽセンター（心身障害者福祉センター）での発達障害支援事業の実施にあたって、OT、PT、ST、視覚訓練士などの非常勤専門職員を常勤にするなど体制の強化と各事業を抜本的に拡充すること。

送迎の実施

- 区立の放課後等デイサービスの設置を
- 障害児タイムケアで送迎の実施、そのための事業者への支援、事業の周知を
- 障害者支援の所得制限の撤廃を
- ①障害者権利条約批准を受けた国内法の整備を国に求めること。
- ⑦就労状況が厳しい障害者にとって命綱の障害者基礎年金の削減はやめ、せめて最低限の生活ができるような額に引き上げるよう、国に求めること。また、無年金障害者を救済するために、「特別障害給付金」制度の支給範囲を拡充するよう、国に求めること。

6、生活保護制度の改善と低所得者・生活困窮者への支援のために（生活福祉課）

(1) 生存権、基本的人権など憲法理念と生活保護法に基づく運用について

- ①区内の生活保護制度の捕捉率を明らかにすること

- ②生活保護が憲法に基づく国民の権利であること、生活に困窮している人は誰でも申請出来ることがかかるよう、ポスターの掲示、区報やホームページ、生活保護のしおりなどの見直しを
- ③生活保護制度への正しい理解を促し、偏見をなくすための取り組み強化を
- ④福祉専門職のケースワーカーの増員、研修の実施など、生活保護行政を担う福祉事務所の体制は抜本的な強化を
- ⑤生活保護業務の民間委託は中止を
- ⑥申請や相談者のプライバシーの保護に十分に配慮し、事前ヒヤリングなどもプライバシーが守られる空間で行うこと。面接ブースを増やすなど窓口の環境を整備すること
- ⑦生活保護申請書を窓口に常設すること

（２）生活保護の法外援助拡充など生活支援について

- ①生活保護の法外援助の充実、廃止された老齢加算分を区として支給すること
- ②粗大ゴミ処分費用、家電のリサイクル料など現状に見合った必要な扶助の実施をおこと。
- ③電気代など夏季手当の支給、冬季手当をを増額すること。
- ④生活保護利用者の入浴券の配布枚数をふやし、常時支給をおこなうこと。
- ⑤東京都携帯電話購入費補助はレンタルのプリペイドカード式も対象にするよう都に求めるとともに、当面、区として補助を実施すること。
- ⑥医療扶助でメガネを作成する場合の耐用年数４年の基準は、子どもの成長に合わせて買換えが出来るよう見直すこと。
- ⑦困難を抱える女性への支援の具体化すること。

7、健康都市荒川宣言にふさわしい施策の充実を

1、安心の医療保険体制を（国保年金課）

- ①国保料の区独自の一般財源繰り入れについて国保運営方針など抑制しないこと
- ②低所得者や収入激変者への徴収猶予や減免の規定を拡充すること
- ③国保法４４条に基づく窓口患者負担の減免措置の基準を大幅に緩和し利用しやすい制度に改善すること
- ④多子世帯の国民健康保険料の均等割の減額免除を
- ⑤未就学児の均等割について、当面 23 区としてゼロにすること
- ⑥国保傷病手当について自営業者も対象にすること
- ⑦保険料滞納者に対して、生活再建ができる分納計画を認めること。差し押さえ等は悪質な場合を除いて行わないこと
- ⑧後期高齢者医療制度の保険料の減額対象は、世帯収入ではなく一人一人を対象に減額を行なうこと
- ⑨マイナ保険証の有無にかかわらず、国保加入者全員へ資格確認書を配布すること。

（２）区民の健康をまもる環境整備を（健康推進課）

- ①休日夜間対応薬局について薬剤師会に補助を実施すること
- ②学校保健安全法に基づく薬剤師会の調査費用の補助金は、実態に合わせて抜本的な増額を。機器購入、更新は区の責任で行うこと
- ③保健師を増員し、母子、高齢者、精神障害者等の相談・予防活動の充実を
- ④差額ベッド料を求めてはならない場合(厚労省通知)について、ホームページや区報で区民に周知すること。
- ⑤屋内の公共空間と職場を全面禁煙にするため「受動喫煙防止条例」（罰則付き）を制定すること。
- ⑥区の条例において、加熱式タバコも通常のタバコと同等の規制をすること。
- ⑧ 遺伝子組み換え食品など食品安全等消費者情報を区民に積極的に提供すること
- ⑧電磁波・化学物質・香害などの過敏症の対策について国に求めるとともに、区民の理解促進と相談体制をつくること

（２）健診・予防・相談について（保健予防課）

- ①南千住・尾久地域などに保健センターの設置を
- ②特定健診に難聴、聞こえ診断、緑内障眼科検診を加えること。
- ③区民の健康診査受診率について実態調査を行うとともに、受診率向上の対策を講じること
- ④がん検診の有料化は撤回し、無料を継続すること。
- ⑤前立腺がん検診の実施を、また大腸内視鏡検査も選択できるようにすること。
- ⑥乳児健診に父親も参加しやすいよう環境整備をすすめるとともに、検診場所の拡大を
- ⑦乳児の保健師訪問の回数をふやすなど、定期的に乳児家庭とつながりをもてるしくみをつくること
- ⑨ 医療機関、薬局などと提携して、「街中保健室」の増設「ユースクリニック」開設すること。
- ⑩ インフルエンザワクチン接種と同様に、新型コロナウイルスワクチン接種も助成すること。
- ⑪ 新型コロナ後遺症の理解促進や相談体制の強化、生活と経済的支援を実施すること。

（３）難病などへの支援について

- ①難病医療費の自己負担をなくすことを国と都に働きかけること
- ②糖尿病のインシュリン治療費の助成制度を国に求めること。また当面、区として独自に助成制度を実施すること
- ③ぜんそく医療費助成制度を復活するよう東京都に求めること

８、地域の環境衛生の改善のために（生活衛生課）

- ①動物愛護と管理の普及啓発を拡大し、動物虐待防止の具体策を講じること
- ②ペット迎え入れと飼育に関して動物愛護とアニマルウェルフェアにつながる情報を区民に積極的に提供すること
- ③子猫や子犬の里親探しの体制づくりを区の責任で行うこと
- ④区内全域で地域猫対策を行うため、地域猫ボランティア団体への支援拡充を
- ⑤地域猫ボランティア団体に対し、地域猫の医療費の助成を
- ⑥民泊や簡易宿泊所について、定期的な監査・指導を行い、騒音、ごみ出しなどの違反には機敏に対応すること
- ⑦アスベストの健康被害の可能性のある区民で、事業所の責任で行う健康診断を受けられない人にはアスベスト健康診断を行うこと。

9、災害から区民の命と財産を守り安全で 住みよい活気あるまちづくりのために

(1) 区民の命と財産を守る防災対策の推進について

- ① 東京都に対し、不燃化特区制度の継続と拡充を求めること。
- ② 密集市街地整備事業、耐震補強工事補助制度をさらに充実するなどして、木造住宅の耐震補強、不燃化を中心に据え、予算、人員体制を拡充すること。とりわけ、荒川6丁目・町屋4丁目をはじめ災害危険度の極めて高い地域は、年次目標も持って取り組むこと。
- ③ 高齢化が進む木造密集地域への配慮を具体化すること。
- ④ 住宅耐震化率と家具転倒防止実施率、食料・簡易トイレ等備蓄実施世帯率100%を目指す年次計画を策定すること
- ⑤ 屋内安全対策器具設置等助成については、物価高騰の実態に合わせ、助成額を引き上げること
- ⑥ 「出前診断」など行い緊急に耐震補強工事も含めた支援をすること
- ⑦ 命を守り避難路を確保するため簡易耐震補強工事の助成を実施すること。あわせてバリアフリーやリフォーム、エコ助成などと併用した補助金制度も創設すること
- ⑧ 水害時における住民の避難誘導対策を具体化するとともに、一定の高さの住宅・マンションなどを活用する「災害時地域貢献建築物認定制度」の周知を徹底し、認定建築物を増やすこと
- ⑨ 災害時の避難場所の備蓄倉庫は3階以上に移設すること
- ⑩ すべての避難所でプライバシー確保と、ジェンダー、年齢、国籍、障害の有無など、多様性に配慮した運営が行えるよう、スフィア基準に照らした改善を図ること
- ⑪ ガス・水道・電気の事業者へ耐震化の促進を強く働きかけること
- ⑫ 緊急時の救命・救援の即応体制を拡充するため地域の医療、保健、福祉施設の役割を明らかにして必要な準備を行うこと

- ⑬ 防災行政無線が聞こえにくい地域については改善を行うこと
- ⑭ 防災アプリの普及促進とともに、災害情報受信機の配布対象を拡大すること。また、それぞれの効果などの検証を行い、対象者に対してはプッシュ型で貸与すること
- ⑮ 視覚・聴覚障害者や外国人など情報弱者への対策を強化すること
- ⑯ 富士山などの火山噴火による災害影響被害について最新の情報を取り入れ、対策を講じること
- ⑰ 災害時においては正確な情報伝達を確実に言い、デマやフェイク情報が発信された場合は区として正す体制を構築すること。

(2) まちづくりについて

- ① 木造密集地域整備事業の促進のため、借り上げなどで公的住宅を整備し、住み替えを進めること。主要生活道路整備推進にあたっては、住民の要望を真摯に受け止め、個別の相談に対応できるよう相談体制を強化すること
- ② 密集住宅市街地での必要な公園、防災ひろばの整備を積極的にすすめること
- ③ 不燃化特区事業について、道路拡幅などの推進は住民合意を大切にし、従前居住者には区内都営住宅を優先的に斡旋するなど、希望に添えるようにすること。その際、都の支援も得られるよう東京都への要望を強めること
- ④ 都市計画道路補助 92 号の西日暮里 4 丁目 20m道路拡幅について、第 5 次計画において優先整備路線から外し廃止路線にするよう都に働きかけること
- ⑤ 都市計画道路補助 90 号線整備については、東京都が責任を持って区内に代替え用地の確保や公共住宅の提供を行うこと。また期日を切らず、従前の暮らしと営業を守ることが基本に、関係者の納得と合意で進めること
- ⑥ 西日暮里駅前・三河島駅前北地区再開発は、資材高騰や建設労働者不足などによる事業費と税投入増大、環境負荷、教育福祉施設の未整備などの視点から計画の見直しを行うこと
- ⑦ アスベスト除去費用の補助制度をつくること

(3) 住宅対策について

- ① 荒川区として、公共住宅の建設を国や都に働きかけるとともに、区独自の公共住宅設置の検討を行うこと
- ② 「改正住宅セーフティーネット法」の改善を国に求めるとともに、低所得のひとり親、高齢者、単身者などの家賃助成を実施すること
- ③ 高齢者の住宅確保のため、借り上げなどで高齢者住宅を増設すること
- ④ 「住まい街づくり課」は住宅政策全般について施策の立案や推進を行う事ができるよう、体制を強化すること
- ⑤ 西日暮里駅前地区・三河島駅前北地区再開発両地域周辺の地価高騰や賃貸住宅家賃上昇に対する相談窓口を設け、区として状況・影響を把握すること

(4) 空き家対策について

- ① 高齢者、障害者、ひとり親、若者など住宅確保が困難な世帯への支援として、空家を活用したグループホーム、介護付き住宅、シェアハウスなど設置すること
- ② シルバー人材センターと連携し、空き家管理の支援を行うこと
- ③ 「老朽空き家除却助成」は、建物の築年数に関わらず対象とすること
- ④ 「管理不全空き家」「特定空き家」における代執行については、所有者に寄り添い、機械的な対応が無いように配慮すること。

(5) 共同住宅について

- ① マンション開発事業者に社会資本整備への責任を果たさせる方策について、荒川ルール条例の強化ないし新規条例制定も視野に入れ検討すること
- ② 重層長屋は東京都建築安全条例の規定に反している可能性もあり、区として実態調査を行い、対策を強化すること
- ③ 共同住宅の居住者用の大型ごみ箱、駐輪場所の設置について、14戸以下の建物も対象となるよう条例を改定すること
- ④ 老朽化したマンションの耐震化・建て替えへの支援制度を拡充すること
- ⑤ マンションセミナーの開催回数を増やし、管理組合が参加しやすいよう開催日時などの改善を行うこと
- ⑥ 長期修繕計画の策定を促進するため、助成制度を創設すること

(6) 身近な道路・公園などの整備について

- ① 大規模公園整備にあたっては、区民を含めたワークショップの開催など区民要望を取り入れる対策を講じること
- ② 公園、児童遊園の老朽化した遊具は、速やかに改善、更新すること
- ③ 園内のベンチは、必要のない手すりや仕切りは撤去し、誰でも使いやすくなるよう改善すること
- ④ 公園内の水飲み場は、砂場から近い位置に設置すること
- ⑤ 区道や公園に樹冠被覆率の目標を持ち、向上のための具体策を講じること。また公園にはパーゴラやパラソルを計画的に設置し日陰をつくること
- ⑥ 宅地内の老朽ガス管対策への区の補助を実施すること
- ⑦ 一定の広さがある区道や空地に、ベンチを新設、増設すること
- ⑧ コンビニエンスストア内トイレが公共的な役割を果たしていることから、区内コンビニエンスストアに対して助成を行うこと
- ⑨ 公園面積の改善とともに、水遊びできる公園を増やすこと

(7) 公共交通と移動の自由について

- ① 現行さくら、旧町屋さくらルートなども含めコミュニティバスなど全区的な地域公共交通の整備のため必要な財源を投入すること
- ② 町屋、尾久、日暮里はじめ全区的な交通不便地域の実態調査を行い、区の地域公共交通計画を策定すること
- ③ 放置自転車の、罰則的な自転車撤収料の徴収はやめること
- ④ 区の自転車駐輪場は、利用率を高めるため柔軟に改善を行うこと
- ⑤ 全公共施設に必要な駐輪場を設置すること
- ⑥ 自転車・バイク駐車場の整備にあたって、J R、京成電鉄、東京メトロ、東京都、商業施設などに応分の費用負担を求め、快適な空間確保をはかること
- ⑦ 構造物で分離した自転車通行帯の設置など、自転車の安全な走行環境の整備をすすめること

(8) バリアフリーのまちづくりについて

- ① 無電柱化を促進すること。その際、東京都に補助の拡大を求めるとともに、国に対しても財源も含めた支援を要望すること
- ② 区道の電柱移設、段差解消、フラット・セミフラット化を計画的に行うこと
- ③ バリアフリー基本構想の重点整備地区にあらかわ遊園なども追加・拡大すること
- ④ 南千住駅はじめ駅周辺の区道の点字ブロックを当事者の声も聞いて改善新設すること
- ⑤ J R日暮里駅南口の紅葉橋改修にあたっては、エレベーター・エスカレーターを設置すること
- ⑥ J R南千住・三河島・尾久駅の早朝無人化を見直すよう求めること
- ⑦ JR 南千住駅、西日暮里駅、三河島駅の改札新設について事業者と協議を行い、設置を推進すること。
- ⑧ 区内の主要道路に音声信号機や棒グラフタイプの待ち時間表示一体型信号機、青信号延長ボタン（いわゆる高齢者等用押ボタン信号機）を増設するよう、警察に働きかけること

10、地球環境を守りゴミゼロ社会をめざした環境・清掃行政のために

(1) 温室効果ガス削減、ごみ減量のために

- ① 公共施設、公共事業など区の業務の全分野でどれだけ温室ガスを削減できるかなど、脱炭素化に向けた「目標と計画」を策定すること
- ② 区民参加でゼロカーボンシティを推進するため「気候市民会議」を創設すること
- ③ 区の公共施設の断熱化を促進すること
- ④ 議会对応を含め庁舎内でクールビズ、ウォームビズを推進すること
- ⑤ ごみの減量実績、減量効果などの数値情報を区民、事業者に繰り返し周知すること
- ⑥ 事業系の組成分析を公開し資源分別をすすめるとともに、大量排出事業者に「減量計画」の提出を義務づけること

- ⑦ 製造・流通企業に廃棄・処理まで責任を負う「拡大生産者責任」を徹底させるため、国に対し「循環型社会形成推進基本法」「家電リサイクル法」など一連の法律を抜本改正するよう求めること
- ⑧ 学校・福祉施設・区庁舎等において、プラスチック資源回収も含めた分別リサイクルを促進すること
- ⑨ 区役所食堂や特別養護老人ホームなど区関係施設の生ごみ減量化対策を講じること
- ⑩ 家庭系ゴミの有料化は行わないこと。また事業系ゴミの手数料を抑制すること
- ⑪ 町会が行う集団回収について、要望をよく聞き、支援を強化すること
- ⑫ ふれあい館など区施設を活用して子ども服やおもちゃなどのリユースを促進すること

（２）プラスチックごみ削減のために

- ① ノンプラスチック宣言を行い、区民や企業への働きかけを行うとともに、庁舎地下売店等でノンプラ商品等を扱い普及すること
- ② 国に対し、リターナブルビンへの転換・デポジット制の導入・包装容器の簡素化などを義務づける法制化を強く求めること。
- ③ 区主催会議でのペットボトル飲料の提供はやめること

（３）環境美化対策

- ① 「荒川区まちの環境美化条例」のポイ捨てや歩きタバコの廃止など喫煙者のマナー徹底について、実効性の上がる対策をさらに強化すること
- ② 駅周辺など路上喫煙禁止地域の周知徹底を図り、実効性ある対策をとること
- ③ 主要駅周辺にゴミ箱を設置すること

11、原発ゼロ・自然エネルギーのまち荒川区をめざして

- ① 国に対して、再生エネルギーをロードベース電源にするとともに、原発ゼロ・石炭火力発電の新規建設中止と既存施設の計画的廃止を求めること
- ② 原発ゼロ、自然エネルギーのまちを目指す事を内外に表明すること
- ③ 水処理センターをはじめ、都・区の公共施設への自然エネルギー発電設置を推進すること
- ④ 太陽光発電普及について、他自治体の例も研究し、具体化すること
- ⑤ 太陽光発電システム導入、民間住宅への太陽光発電システム助成について、キロワットあたりの補助額を大幅に引き上げること
- ⑥ 太陽光発電パネルの大量廃棄に備えて、リユース、リサイクルを含めた適切な処理が確実に行えるよう、関係省庁・自治体・業界団体に働きかけること
- ⑦ 公共施設等の電力契約は、再生可能エネルギーを使用する事業者を選ぶこと
- ⑧ 生ごみのバイオマスエネルギー活用を調査・検討すること

12、子ども・若者の健やかな成長を支援する区政を【子ども家庭部】

(1) 子どもたちの貧困と格差の連鎖を防ぎ、権利を守るために(子育て支援課)

- ①区独自の「子ども生活実態調査」を実施し、その結果なども踏まえ「子どもの貧困対策計画」を策定すること。
- ④どの子にも等しく冒険、芸術文化、スポーツなど様々な体験を保障すること。
- ⑤フードパントリー事業を行う団体への支援を強化し、回数や場所の拡大をすること。
- ⑥子どもの居場所づくりに取り組む団体の財政支援を強化すること。また場の拡大のために区施設の使用も含め検討すること。

(2) ひとり親世帯への支援について(子育て支援課)

- ①児童扶養手当の充実とさらに毎月支給を国に求めると共に、区独自に希望者には毎月支給を実施すること。
- ②児童扶養手当現況届けの提出受付は夜間、土日も実施すること。その際、くらしの相談も受け付け、実態把握をできるような体制をつくること。
- ③ひとり親の学び直し高校卒業資格取得対策が実を結ぶように万全の対策を行うこと。
- ④児童扶養手当受給確定時に、就学援助未申請の世帯は必ず学務課に、また収入の状況をみて生活保護にもつなげること。
- ⑤ひとり親世帯への家賃補助を検討すること。当面、都営住宅の所得基準に該当するひとり親世帯への家賃助成を検討し実施すること。

(6) 子育てしやすい環境整備のために(子育て支援課)(荒川遊園課)

- ②産後ケアのニーズ調査を行い、必要な支援を拡充すること
- ③日帰り・宿泊などの産後ケア事業が必要な人に使いやすいしくみにすること
- ④ツインズサポートは、手続きを簡素化するなど利用拡大に向けた改善を行うこと
- ⑦育児と経済的負担軽減のために0才児おむつ定期便を始めること。
- ⑧ふれあい館での乳幼児対象の親子ふれあい広場には保育士を配置するとともに対象年齢を拡大すること。
- ⑨医療的ケア児の保育園の受入れ・コーディネーターの配置・介護タクシー通学支援など実態に合わせた支援を検討すること。
- ⑨ 家庭家事サポート事業の対象をひとり親世帯に限らず拡大すること。
- ⑩ あらかわ遊園は子ども入園料無料化で区民の子育て支援の場として、積極的に活用すること。
- ⑪ 汐入や日暮里地域などあらかわ遊園へのアクセス改善について検討すること。

(3) 身近なところで安全、安心な保育園・幼稚園を(保育課・子育て支援課)

- ①すべての保育施設で子どもの育ちを保障するための(仮称)「荒川区保育の質ガイドライン」を作成すること。

- ②区独自で当面各園 1 名を常勤ですること。
- ③認可保育園の定員弾力化を見直し定数をもとに戻すこと。また国に対して保育士のいっそうの配置基準見直しを求めること。
- ④ 施設最低基準を改善し、園庭・プール・ホールなど設置に向けた支援計画をつくること。
- ⑤保育園が代替園庭とする公園・児童遊園のトイレ改善や砂場等の衛生など、土木管理課と連携し環境整備に努めること。
- ⑤ これ以上、公設公営の保育園を民間にしないこと。また指定管理の公設民営保育園を公私連携に移行しないこと。
- ⑥ 公立保育園設置に当たって国や東京都に土地や建設費の補助を復活することを求めること。
- ⑦ 現行の年末休日保育料金を引き下げ、通年休日保育実施へむけ検討を始めること。
- ⑧ 延長保育も無料にすること。
- ⑨ 認可保育園定員割れ補助金を家庭的保育園にも同様に支給すること。
- ⑩ 私立保育園・幼稚園の労働実態調査を行い、公私格差是正の区独自加算を検討すること。
- ⑪私立保育園の人件費比率の基準を定め、各園の実態把握と必要な改善措置を講ずること。運営法人の積み立て等については、あくまで保育士待遇改善や保育内容の拡充に振り向けるよう指導すること。
- ⑫アレルギー児と対応する食品の種類が増えている中で認証保育所も含め全保育施設に看護師の配置を行うこと。また栄養士は常勤配置とすること。
- ⑬各園の消耗品費を増額し、おもちゃや絵本などの備品、行事費などを適切に執行できるようにすること。
- ⑬ 認証保育園差額補助の支給時期・回数を改善すること。
- ⑭ 認証保育所の災害備蓄、施設改修費、園児の健康診断費など独自補助を行うこと。
- ⑯一時保育や子育て交流サロンでの一時預かりを拡充すること。

(4) 放課後の子育て及び若者支援について(児童青少年課)

- ①委託先の学童保育クラブ及びにこにこすくーるの指導員の労働条件改善のために人件費部分の委託費を増やすこと。
- ② 花の木・熊の前学童クラブについては、直営の学童クラブとして残すこと。
- ③ 放課後児童クラブ運営指針を遵守して運営すること。
- ④都認証学童クラブ制度の運営基準 1 支援単位 40 人以下・1 児童あたり 1.98 m²以上のために改善計画を持つこと。
- ⑤学童保育クラブ、にこにこすくーるを、それぞれ目的にそって、増設・充実を図ること。また老朽施設・設備の改善は速やかに行うこと。
- ⑥学童保育クラブの入所基準については実態に即して速やかに見直しを図り、単年度審査ではなく継続を原則とすること。

- ⑦放課後子ども総合プラン実施においても学童保育クラブの専用スペースと指導員を常時確保すること。また、にこにこすくーる専用室を必ず設置すること。
- ⑧学童保育クラブの帰路時安全指導員の確保と体制を強化すること。また 19 時までの延長保育利用児についても対象とすること。
- ⑨ すべての学童保育クラブでの高学年受入れ・延長保育を実施すること。
- ⑩学童保育クラブ保育料を据え置き、おやつ代も含んだものとして区が直接徴収し、提供の責任も持つこと。またおやつ代も減免の対象に加えること。
- ⑪児童館機能をもつ花ノ木・熊野前ひろば館は専門職員を配置した直営施設として存続すること。各地域に中・高校生の居場所の機能を持った施設を整備すること。
- ⑫

(5) 児童虐待防止と子どもの権利擁護のために(子ども家庭総合センター)

- ①児童相談所は予防的支援を重視し、専門職員を配置した子ども家庭支援センター機能を持った相談窓口体制をあらためて各地域につくこと
- ②健康部をはじめ児童相談所関連部署で保健師などの体制強化を行い、連携を強化すること。
- ③児童相談所の児童福祉司の増員、弁護士など専門職員を常勤で配置するとともに、専門職員の確保、養成のシステムを確立すること。
- ④関係団体とのネットワークをつくり、地域での気づきと支援を広げること。
- ⑤児童相談所の財源については、都区財政調整交付金の 23 区枠を実態に合わせて拡大して対応するよう東京都に求めること。
- ⑥東京都や他区の児童相談所との連携をいっそう強化すること。
- ⑦里親の担い手を増やす体制と目標を持つこと。
- ⑧里親が関わる公的手続きの正確でわかりやすいマニュアルをつくり、徹底すること。
- ⑨養護施設を退所する子どもたちの自立を支援するグループホームや居場所づくりを検討すること。
- ⑩ 養護施設退所後の生活・就労・就学支援の貸付は給付制度にするよう国及び東京都に求めるとともに、区としての独自支援を実態に合わせて拡充すること。

13、だれもが文化、生涯学習、スポーツに親しむことができるまちに

(1)図書館をはじめとする社会教育施設は、教育事業の中立性、継続性、安定性の確保からも所管を教育委員会に戻すこと。

(2) 中央図書館、地域館のいっそうの充実について【ゆいの森課・地域図書館課】

- ①ゆいの森課・ゆいの森担当課・地域図書館課の組織体制を見直し、中央図書館には司書資格を持つ館長を置き、中央図書館機能の明確化と 5 館の一体的運営を行うこと。
- ②各図書館のレファレンスサービス、医療支援、ビジネス支援など問題解決型サービスの独自体制を強化すること。

- ③「生存権の文化的側面である学習権を保障する機関」としての図書館を乳幼児から高齢者まで住民すべての「生涯学習」の中核施設として位置付けること。
- ④図書館の区直営を維持し、図書館司書の常勤化をすすめること。
- ⑤身近な生活圏域にある各地域館の地域特性を充実させ、今後も長年培った図書館サービス充実を図ること。
- ⑥地域図書館、図書ステーションでも、データベースの提供をはじめインターネットサービスを拡充すること。
- ⑧ 学校図書館との連携を強化すること。
- ⑨ 図書の選定については、窓口職員、現場の声がよく反映されるようにすること。
- ⑩ エレベーターの設置も含め町屋図書館の必要な大規模改修を実施もしくは新設すること。
- ⑪ 汐入地域に図書館を設置すること。図書サービスステーションの増設を行うこと。
- ⑫ 郵送での図書貸出返却が出来るようにすること
- ⑫ 図書館学習室に参考書も配備すること。
- ⑭ 図書館利用者の秘密保持「図書館の自由に関する宣言」を遵守すること。

（３）文化、スポーツ、生涯学習の振興について

（文化交流推進課・生涯学習課・スポーツ振興課）

- ①文化・スポーツ・生涯学習は区民の自主性を大事にして誰でも等しく参加できる環境整備を区民参加ですすめること。
- ②区民の自主的芸術文化活動の振興を図るためサークルや、団体、個人への支援策の拡充を検討すること。
- ③東京芸大の学生・院生などの発表の場をさらに増やし、区民が気軽に鑑賞する機会を拡大すること。
- ④ 若手クリエイターの活動や発表の場を提供すること。
- ⑤ 若者による荒川区の魅力発信を検討すること。
- ⑥ふるさと文化館の学芸員を常勤化すること。
- ⑦ 文化・スポーツ団体の施設利用の調整を適切に行うための仕組みについて検討すること。
- ⑧屋外運動場、テニスコート、野球場などに更衣室、トイレ、シャワー室、ミストシャワーを全てに設置すること。
- ⑨少年野球・サッカー、パラスポーツなど青少年関係、障害者スポーツの施設使用料は無料にすること。
- ⑩障害者スポーツについては区民が一人でもいれば、区内社会教育団体の登録とすること。

14、一人一を大切にしたいゆきとどいた教育を

（１）人格の完成を目指す民主的教育について

- ①憲法と子どもの権利条約を生かした教育行政をすすめること。
- ②日の丸掲揚、君が代斉唱を教育現場に強制しないこと。子どもと教職員の内心の自由を保障すること。
- ③教育委員会は住民に開かれた機関として、その独自性を堅持すること。

（２）異常な長時間労働の是正について（教育総務課）

- ①区内小中学校の教員不足解決のために、東京都に改善を求めること。教員の長時間温床である教員給与特別措置法を廃止するよう国に求めること。
- ②教職員の勤務時間調査に基づき、長時間、過密労働の改善にあらゆる対策をとること。
- ③子どもと向き合う時間を阻害する実務や教育委員会などへの提出書類作成など徹底して見直すこと。
- ④ 小規模校での学校校務の過重負担解消のために人的措置などを講じること。
- ⑤「定期異動実施要綱」の見直しについて東京都に求めること。

（２）学校建替え計画について（教育施設課・教育施設計画課）

- ①学校統廃合と小中一貫校を学校建替えの諸課題を分けて検討すること。
- ② 改めて専門家、学識経験者、区民参加の審議会を立ち上げること。
- ③小中学校校舎建て替え・大規模改修については、起債、基金、一般財源などのバランスを考慮した計画とし、現段階での予算規模の具体的な数字も示すこと。
- ④30人学級・25人学級など少人数学級を見越した計画にすること。また特別教室、活動室や多目的室、特別支援教室、校庭などの基準も明確にすること。
- ⑤ 小中学校の建て替えにあたっては、プールについて安易に廃止しないこと。
- ⑥ スクールバス通学の是非についての再検討を行うこと。
- ⑦ 代替校舎については、尾久・日暮里・南千住・町屋など各地区での検討をおこなうこと。
- ⑧日暮里、三河島地域の人口増に伴う小中学校増設に関しては、既存の区有施設、区有地を最大限活用し、学区変更も含めて早急に、柔軟に対応すること。

（３）教育施設の整備について（教育施設課）

- ①自然災害や交通事故に関する通学路の安全点検を実施し対策を講じること。
- ②各学校の雨漏りなど経年劣化による不具合については、先延ばしせず直ちに修理・補修工事など実施すること。
- ③ 上の階の教室から天井壁に断熱材・内窓を設置し学校の断熱化をすすめること。
- ④非常時も放送設備を使えるように非常用電源を配置すること。
- ⑤教室の騒音、通風、照明など実情を把握し改善を図ること

（４）基礎学力の向上と機会均等にむけて（指導室）

- ①学校での子どもの安全と命の保障を大前提に、いじめの発生など早期に感知し対応する

- とともに、競争と管理のストレスをなくし人間を大切にする学校づくりを支援すること。
- ②道徳は上からの「徳目」でなく、人権尊重を始めとする憲法の理念や子どもの権利条約などに基づく市民的道徳を重視すること。
 - ③タブレット P C の授業での活用については、様々な教育ツールの一つとして教育的効果を検証し、教員の自主性を尊重すること。持ち帰りをやめ基本的には学校管理とすること。
 - ④ 学校選択の自由化は、父母、教員、地域の意見も聞き再検討すること。
 - ⑤習熟度別指導の検証を行うとともに、グループ学習、個別指導など様々な学習指導方法が現場の判断で実践されるようにすること。
 - ⑥教科書採択は、現場の意見が正確に反映されるよう、民主的選考手続きと透明性、公開制を確保すること。
 - ⑦国の学力テストへの参加や区のいっせい学力テストを止めること。
 - ⑧ 学力テストの分析業務など、教員の過重な負担を無くすこと。
 - ⑨「小学校英語科」実施のもとでも英語嫌いが増えており、問題点を検証して、見直しをおこなうこと。
 - ⑩東京都英語スピーキングテストについて公平性・公正性の確保や個人情報保護などのトラブルについて把握すること。
 - ⑪校則の見直しについて、子どもの尊厳と基本的人権の尊重を区の基本姿勢とし、憲法や子どもの権利条約もふまえて教職員・子ども・保護者が話し合って進める環境をつくること。

(5) 学校環境の整備と保護者負担軽減について(学務課)

- ①30 人 25 人の少人数学級編成の実施に向けて必要な施設・体制の課題を検討すること。
- ②学校図書館の施設整備をさらにすすめ、指導員の正規化を行うこと。
- ③ 就学援助基準を生活保護基準の 1.5 倍まで拡大すること
- ④ 算数セットや鍵盤ハーモニカなど学校で常備できる教材教具は公費で準備すること。
- ⑤区の奨学金貸付制度を大学等にも適用できるように拡充する共に、給付制奨学資金の検討を行うこと。区としての奨学金返済支援を検討すること。
- ⑤ 学校長期休業時の児童への昼食提供について検討を進めること。
- ⑥ 標準服・靴・体操着・体育館履きなどの保護者負担軽減を図ること。あくまでも標準であり、生徒と家庭の自主性を尊重すること。

【学校給食の充実と改善】

- ① 学校給食の入札で最低制限価格を設定すること。
- ② 栄養士全校配置を都に働きかけるとともに区の非常勤栄養士の常勤化を計画的に行なうこと。
- ③ 除去食によるアレルギー、とりわけおかわり事故に十分注意すること。
- ④学校給食パンは安全な国産小麦を使えるように検討すること。
- ⑤学校給食の食材の地元購入、産直など安全な食材の確保を促進すること。
- ⑥米飯学校給食への補助金を復活するよう国に求めること。

⑦学校給食無償化に関わる経費について、国・都が義務教育にふさわしい財政負担をするよう求めること。国・私立学校通学者も早急に加えること。不登校で通学できない子どもにも同様の補助を検討すること。

【区立幼稚園の充実】

①区立幼稚園は地域子育て支援の中核として利用していない家庭を含めたすべての子育て家庭への相談や交流の場を提供し、質の高い幼児教育の提供を行うこと。

② 区立幼稚園のクラス定員数を少なくすること。

③7名ルールは廃止すること

（６）教育上の課題解決に向けた専門的な支援の強化について(教育センター)

①ソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの増員と常勤化を行うこと。の立場に立って充実すること。

②心理専門相談員を増員し、ていねいに相談に応じて、児童の支援につなげること。また、教育相談員の常勤化を図ること。

③性暴力・性犯罪をなくし互いの性を尊重する人間関係を築くために科学的な『包括的性教育』を現場の意見も聴きながらすすめること。

④性的マイノリティ（LGBTQ）の子どもへの配慮と支援を強化すること。

【不登校支援】

① 不登校への支援の基本を、子どもの心の傷への理解と休息・回復の保障にすえること。

② 不登校に関する情報を、親の会やフリースクール、専門家と協力して発信すること。

③不登校児童・生徒の教育を受ける権利保障のために、サポート校通学や居場所づくりの支援を強化すること。

③ フリースクール通学への財政支援を引き上げること。

⑤適応指導教室みらいは学校復帰だけを目的にしないこと。

【特別支援教育】

①年度途中の児童増に伴う教員加配を東京都に求めること。また区独自加配、専用教室整備、備品の充実など検討すること。

②軽度発達障害の児童、生徒を含めていねいな教育ができるよう、子どもの立場に立った対応を行うこと。

③医療・福祉など専門機関とのネットワークをつくること。

④きこえとことばの教室の教員増員と指導に必要な機器購入など現場の声を聞いて施設設備の改善を行なうこと。また、中学生まで継続すること。

⑤教員の配置基準見直し、指導期間の原則 1 年といった措置はやめて必要に応じて継続指導できるように東京都に強く求めること。

⑥教員の負担の軽減と児童・生徒への指導充実のため、教員の養成と一体に拠点校を増やすこと。

⑦ 生徒の卒業後の継続的支援や援助ができる仕組みづくりを検討すること。

- ⑧ 自閉症・情緒障害特別支援学級を設置すること。
- ⑨ 支援学級通学バスの運行を検討すること。